

前 沢 四 丁 目 自 治 会 会 則

《 現 行 》

第一章 名称及び目的

- 第 1 条 本会は、前沢四丁目自治会と称する。
- 第 2 条 本会は、前沢四丁目に居住する者又は事業所を有する者により、かつ本会の趣旨に賛同するものを以て会員とする。
- 第 3 条 本会の事務所は、会長宅におく。
- 第 4 条 本会は、会員相互の親睦と互助の精神を高揚し、健全にして文化的かつ楽しく住みよい民主的な町づくりを目的とする。
- 第 5 条 本会は、何れの政党にも属せずかつ政治活動をしてしない。

第二章 事 業

- 第 6 条 本会は、前章の目的達成のため下記の事業を行う。
1. 会員相互の親睦と共存共栄に関する事項。
 1. 生活改善向上発展に関する事項。
 1. 保健衛生の保持と普及並びに施設の充実・改善に関する事項。
 1. 犯罪並びに火災の防止と予防および環境保全に関する事項。
 1. 行政機関・関係団体（他地区自治会・体育文化団体等）に対する連絡に関する事項。
 1. その他目的達成に必要なと認められる事項。

第三章 役 員

- 第 7 条 本会は、前章運営のために下記役員を置く。
1. 会 長 1名
 1. 副 会 長 1名
 1. 会 計 1名
 1. 会計監査 1名
 1. 常任委員 若干名

前 沢 四 丁 目 自 治 会 会 則

《 改 正 案 》

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は、前沢四丁目自治会と称する。
- 第 2 条 本会は、前沢四丁目に居住する者をもつて会員とする。
- 第 3 条 本会の事務所は、会長宅におく。
- 第 4 条 本会は、会員相互の親睦をはかり、明るく住みよい地域社会づくりを目的とする。
- 第 5 条 本会は、政治活動をしてしない。

第二章 事 業

- 第 6 条 本会は、前章の目的達成のため下記の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦に関すること
 - (2) 地域環境の整備、美化に関すること
 - (3) 地域の安全、安心に関すること
 - (4) 行政機関との協議、連絡に関すること
 - (5) その他、目的達成に必要なこと

第三章 役 員

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会 計 1名
 - (4) 会計監査 1名
 - (5) 地区委員 若干名

1. 地区委員 若干名 第 8 条 <u>本会の役員選出は、下記の方法による。</u> 1. <u>会長・副会長及び会計監査は、総会において選出する。</u> 1. <u>常任委員及び会計は、地区委員より互選する。</u> 1. <u>地区委員は、各地区より選出する。</u> 第 9 条 <u>本会の役員任期は 1 年とする。ただし再選を妨げない。</u> 第 10 条 <u>役員の任期終了したる場合といえども、後任者の決定するまでは、その任務を遂行する。</u> 第 11 条 <u>本会の役員は、下記の会務を分担する。</u> 1. 会長は、会を代表し<u>会の運営にあたる。</u> 1. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。 1. <u>常任委員は、任務分担をし、それぞれの会務を遂行する。</u> 1. <u>会計は、本会のすべての金銭収支を明らかにし、一切の経理事務を遂行する。</u> 1. <u>会計監査は、随時会計を監査し、正確を期する。</u> 1. <u>地区委員は、その地区内の連絡にあたる。</u> 第 12 条 <u>本会に顧問を置く事ができる。顧問は、会長がこれを委嘱し、本会の諮問に応える。</u>	第 8 条 <u>役員は、会員の中から総会において選出する。</u> 第 9 条 <u>役員の任期は 1 年とする。ただし再選を妨げない。</u> 第 10 条 <u>役員の辞任により補充された新たな役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、役員は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。</u> 第 11 条 <u>役員は次の職務を分担する。</u> (1) 会長は、会を代表し<u>会務を総轄する。</u> (2) 副会長は、会長を補佐し<u>会長に事故あるときはこれを代行する。</u> (3) 会計は、<u>会の出納事務を行い、会計に関する帳簿および書類を管理する。</u> (4) 会計監査は、<u>会の会計を監査し、総会に報告する。</u> (5) 地区委員は、担当地区の連絡調整にあたり、必要に応じ会務を分担する。 第 12 条 <u>本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長がこれを委嘱し、本会の諮問に応える。</u>
第四章 会 計 第 13 条 <u>本会は、会務運営上必要な経費に充当するため、会費を徴収する。</u> 第 14 条 <u>本会の会費は一世帯年間 1,500 円とし、会費は原則として毎年 5 月末までに納付する。なお、必要に応じ総会の議を経て、臨時会費を徴収する事もある。</u> 第 15 条 <u>会費の変更は、総会の決議を必要とする。</u> 第 16 条 <u>既納の会費は払い戻ししない事とする。</u> 第 17 条 <u>本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。</u>	第四章 会 計 第 13 条 <u>本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。</u> 第 14 条 <u>会費は 1 会員あたり年額 1,500 円とし、原則として毎年 5 月末までに集金する。</u> 第 15 条 <u>会費の変更および臨時会費は、総会の決議を必要とする。</u> 第 16 条 <u>既納の会費は払い戻しをしない。</u> 第 17 条 <u>本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u>

第五章 会 議

第 18 条 本会の会議は総会、臨時総会及び常任委員会とする。

第 19 条 総会は、毎年 1 回 4 月に開催し、事業計画・予算・決算等の会務を議決する。

第 20 条 臨時総会は、会長が必要と認めた時随時開催する。

第 21 条 会長は、会員の 1/3 以上の要請があるときは、総会を開催しなければならない。

第 22 条 総会を開く場合は、議案を附してあらかじめ会員に通知しなければならない。

第 23 条 総会の議決は出席会員の多数決により決議し、可否同数なる時は議長の採決する処による。

第 24 条 常任委員会は、会長・副会長・常任委員及び会計を以て構成し、会長が必要と認めたる時随時開催する。

必要に応じて地区委員も参加することがある。

尚、常任委員会の決定事項は文書をもって会員に連絡するものとする。

第 25 条 総会・臨時総会及び常任委員会の議長は会長がこれにあたる。

必要に応じ別に議長を定めることができる。

第六章 雑 則

第 26 条 本会は、会の運営に資するため、正当によせられた寄付をうけることができる。

第 27 条 本会則に定めていない事項は、常任委員会にて協議し、必要ある時は総会に付議する。

第五章 会 議

第 18 条 本会の会議は、定期総会、臨時総会および役員会とする。

第 19 条 定期総会は、毎年 1 回 4 月に開催し、次の事項を議決する。

(1) 事業報告および決算

(2) 事業計画および予算

(3) 役員の選出

(4) 会則の改廃

(5) その他の重要事項

第 20 条 臨時総会は、会長が必要と認めたときまたは会員の 1/5 以上の要請があったときに開催する。

第 21 条 総会を開くときは、議案を附してあらかじめ会員に通知しなければならない。

第 22 条 総会の議事は出席した会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 23 条 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

第 24 条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

第六章 雑 則

第 25 条 本会則の運用にあたって必要な事項は役員会において細則で定める。

第 28 条 <u>本会則は、総会の議決によらなければこれを改変する事がない。</u> 本会則は、昭和 45 年 3 月 22 日 <u>より</u>施行する。	<u>附則</u> 1 本会則は、昭和 45 年 3 月 22 日 <u>から</u>施行する。 2 <u>改正会則（第 12 条、顧問の設置）は、昭和 55 年 4 月 20 日から施行する。</u> 3 <u>改正会則（第 14 条、会費を月額制から年額制に）は、昭和 62 年 4 月 19 日から施行する。</u> 4 <u>改正会則（第 14 条、会費を 1,500 円に改正）は、平成 3 年 4 月 21 日から施行する。</u> 5 <u>改正会則（条文の全体的見直し）は、平成 31 年 4 月〇〇日から施行する。</u>
--	---